

岡山県アーチェリー協会褒賞規程

制定 平成27年3月15日

改正 平成30年3月25日

改正 令和6年3月31日

第1条（目的）

岡山県アーチェリー協会（以下、本協会という。）の会員及び会員に準ずる者の顕著な活躍に対して、その活躍を称えることを目的とする。

第2条（対象者）

第1条に規定するこの褒賞の対象とする者は、次の者とする。

- 1 現に本協会に登録している者(県内高校・大学生を含む)で活躍が顕著な者
- 2 現に岡山県にふるさと登録を行っている者で活躍が顕著な者

第3条（褒賞内容）

褒賞の内容は、別表のとおりとする。

第4条（手続き）

別表の褒賞内容に該当すると思われる者は、褒賞を受ける事由に該当した日から1年以内に別紙様式1の申請書を提出することができる。

第5条（被褒賞者）

褒賞を受ける者は、理事会によって決定される。

第6条（通知）

褒賞を受けることが決定した者には、別紙様式2の決定通知書を送付するものとする。

第7条（規程の変更）

この規程の改正又は廃止については、理事会の議決を必要とする。

第8条（その他）

この規程に定めのない事項で、褒賞に当たり必要な事項が生じた場合は、理事会で協議、決定する。